

インドネシア

商標規則

1993年3月31日政令第23号改正

1993年4月1日施行

目次

第I章 標章登録出願手続

第1節 標章登録出願

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第2節 登録標章の保護期間の延長申請

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第3節 登録標章に対する権利の移転登録申請

第12条

第13条

第14条

第15条

第4節 登録標章の所有者の名義及び／又は住所の変更登録の申請

第16条

第17条

第18条

第19条

第5節 標章の所有者による登録標章の登録抹消の申請

第20条

第21条

第22条

第 6 節 再出願／申請及び再登録

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 II 章 標章登録出願の変更及び取下

第 27 条

第 28 条

第 III 章 標章登録番号の表示

第 29 条

第 IV 章 終則

第 30 条

第 I 章 標章登録出願手続

第 1 節 標章登録出願

第 1 条

- (1) 標章登録出願は様式 4 の所定事項を満たしてインドネシア語で書面をもって標章局に対して行われる。
- (2) (1)にいう標章登録出願の様式の形態及び内容は、本政令に添付されている見本のとおりである。
- (3) (2)にいう標章登録出願の様式の記入は、1992 年法律第 19 号(1997 年法律第 14 号として改正)第 9 条(2), (3), (4), (5), (6), 第 10 条(2)及び第 13 条(1), (2)の規定を遵守して行われなければならない。

第 2 条

第 1 条にいう標章登録の各出願は、次の各号を具備しなければならない。

- (a) 登録出願される標章は、自己の所有にかかるものであるという宣言書
- (b) 当該標章のラベル 20 枚
- (c) 標章の所有者がインドネシア法人である場合は、法人設立証書を掲載した官報別報又は法人設立証書の認証謄本
- (d) 委任状。ただし、標章登録出願が代理人を通じて行われる場合に限る。
- (e) 標章登録出願にかかる手数料の納付。その種類及び金額は大臣が定める。
- (f) 標章登録出願が優先権を主張して行われる場合は、インドネシア語の翻訳を添付して優先権を生じる最初の登録出願受理の証明書類
- (g) 商標又はサービスマークの登録出願(にかかるそれら)が団体標章として使用される予定がある場合は、団体標章の使用規則の謄本

第 3 条

- (1) 第 2 条(a)にいう宣言書は、次に各号について明白かつ明確に述べなければならない。
 - (a) 登録出願される標章は、自己の所有にかかるものであること
 - (b) 登録出願される標章は、全体としても要部においても他人の標章を模倣していないこと
- (2) 宣言書は、標章の所有者によって署名され、かつ所定の印紙が添付される。
- (3) インドネシア語を使用していない宣言書には、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第 4 条

(1) 第 2 条(b)にいう標章のラベルは次の大きさとする。

- (a) 最大 9cm×9cm
- (b) 最小 2cm×2cm

(2) 標章のラベルが色彩を施している場合は、色彩が施されていない(白黒)ラベルも 1 枚添付しなければならない。

第5条

第2条(d)にいう委任状は、当該標章が明記してある標章登録出願にかかる委任状である。

第6条

第2条(g)にいう団体標章の使用規則であって、インドネシア語を使用していないものの謄本は、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第2節 登録標章の保護期間の延長申請

第7条

(1) 登録標章の保護期間の延長申請は、様式4の所定事項を満たしてインドネシア語で書面をもって標章局に対して行われる。

(2) (1)にいう延長申請の様式の形態及び内容は、本政令に添付されている見本のとおりである。

第8条

第7条にいう登録標章の保護期間の延長の各申請は、次の各号を具備しなければならない。

(a) 当該標章が、生産及び取引にかかる商品又はサービスに現に使用されている旨の宣言書

(b) 標章の所有者がインドネシア法人である場合は、大臣の許可を既に得た法人設立証書の認証謄本

(c) 当該標章のラベル20枚

(d) 登録標章の保護期間の延長申請にかかる委任状。ただし、当該申請が代理人を通じて行われる場合に限る。

(e) 登録標章の保護期間の延長申請にかかる手数料の納付。その種類及び金額は大臣が定める。

第9条

(1) 第8条(a)にいう宣言書は、標章の所有者によって提出されるか、又は当該商品若しくはサービスの事業若しくは生産分野を助長する政府機関によって交付される証明書であってもよい。

(2) 標章の所有者によって提出される宣言書は、保護期間の延長の申請にかかる登録標章が、生産又は取引にかかる商品又はサービスに現に使用されている旨を明白かつ明確に含んでいなければならない。

(3) 宣言書は、当該標章の所有者によって署名され、かつ所定の印紙が貼付される。

(4) 宣言書又は証明書がインドネシア語を使用していない場合は、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第10条

第8条(d)にいう委任状には、当該標章及びその登録番号を明記しなければならない。

第 11 条

第 1 条(2)にいう標章登録出願の様式及び第 7 条(2)にいう登録標章の保護期間の延長申請の様式の形態及び内容の変更は、大臣が定める。

第 3 節 登録標章に対する権利の移転登録申請

第 12 条

(1) 登録標章に対する権利の移転登録の申請は、インドネシア語で書面をもって標章局に対して行われる。

(2) (1)にいう登録標章に対する権利の移転登録の申請は、次の各号を明記して行われる。

(a) 移転にかかる登録番号及び標章

(b) 移転登録の申請にかかる登録標章の所有者及び登録標章に対する権利の譲受人の名称、国籍及び住所

(c) 標章の所有者又は権利の譲受人が法人である場合は、法人の名称及び当該法人が設立された国であって、その国の法律に準拠する国名

(d) 権利の移転登録の申請が、インドネシア共和国外に住所又は居所を有する所有者又は権利の譲受人によって行われる場合は、インドネシアにおける送達の宛所として選定したインドネシアにおける代理人の名称及び住所

第 13 条

登録標章に対する権利の移転登録の各申請は、次の各号を具備しなければならない。

(a) 当該標章は、商品又はサービスの取引のために使用される予定である旨の権利の譲受人からの書面による宣言

(b) 標章に対する権利移転の証拠

(c) その権利の移転にかかわる登録標章の所有の証明書

(d) 標章の所有者又は登録標章に対する権利の譲受人がインドネシア法人である場合は、法人設立証書を掲載した官報別報又は法人設立証書の認証謄本

(e) 権利の移転登録の申請が代理人を通じて行われる場合は、権利の移転登録の申請にかかる委任状

(f) 権利の移転登録の申請にかかる手数料の納付。その金額は大臣が定める。

第 14 条

第 13 条(a)及び(b)にいう書面による宣言及び権利移転の証拠であって、インドネシア語を使用していないものには、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第 15 条

第 13 条(e)にいう委任状には移転にかかる登録標商及び当該登録番号を明記しなければならない。

第4節 登録標章の所有者の名義及び／又は住所の変更登録の申請

第16条

(1) 登録標章の所有者の名義及び／又は住所の変更登録の申請は、インドネシア語で書面をもって標章局に対して行われる。

(2) 登録標章の所有者の名義及び／又は住所の変更登録の申請は、次の各号を明記して行われる。

(a) 名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる登録標章及び登録番号

(b) 登録標章の新旧の所有者の名義、国籍及び住所

(c) 登録標章の所有者の名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる登録標章(の所有者)が法人である場合は、法人の名称及び当該法人が設立された国であって、その国の法律に準拠する国名

(d) 名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる標章の所有者が、インドネシア共和国外に住所又は居所を有する場合は、インドネシアにおける送達の宛所として選定したインドネシアにおける代理人の住所

第17条

名義及び／又は住所の変更登録の各申請は、次の各号を具備しなければならない。

(a) 名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる登録標章の所有者からの名義及び／又は住所の変更の旨に関する証明をする書面

(b) 代理人を通じて行われる名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる委任状

(c) 名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる手数料の納付

第18条

第17条(a)にいう名義及び／又は住所の変更の旨に関する証明をする書面であって、インドネシア語を使用していないものには、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第19条

第17条(b)にいう委任状には、名義及び／又は住所の変更登録の申請にかかる登録標章及び登録番号を明記しなければならない。

第5節 標章の所有者による登録標章の登録抹消の申請

第20条

(1) 標章の所有者による登録標章の登録抹消の申請は、インドネシア語で書面をもって標章局に対して行われなければならない。

(2) (1)にいう標章の登録抹消の申請は、登録標章及び当該標章の登録番号を明記して行われる。

第21条

登録標章の登録抹消の各申請は、次の各号を具備しなければならない。

- (a) 抹消の申請にかかる登録標章の所有者本人であることの証明書
- (b) 抹消の申請が代理人を通じて行われる場合は、その申請にかかる委任状
- (c) 抹消の申請にかかる登録標章が、ライセンス契約になお拘束されている場合は、ライセンスを受ける者の書面による承諾の宣言書
- (d) 登録標章の登録抹消の申請にかかる手数料の納付。その金額は大臣が定める。

第 22 条

第 21 条(b)にいう委任状には、登録標章及び当該標章の登録番号を明記しなければならない。

第 6 節 再出願／申請及び再登録

第 23 条

- (1) 会社標章・商標に関する 1961 年法律第 21 号に基づき既に行われたが標章に関する 1992 年法律第 19 号の施行日に現に係属している標章登録出願、登録標章の保護期間の延長、権利の移転登録、名義及び／又は住所の変更(登録)、登録標章の登録抹消及び取消にかかる申請／請求は、本政令に従い再び行われなければならない。
- (2) (1)にいう出願／申請は、標章に関する 1992 年法律第 19 号の施行日以後 6 月の猶予期間内に再び行われなければならない。
- (3) (1)にいう出願／申請が、(2)に定める猶予期間内に行われる場合は、当初の出願／申請の日が出願／申請の受理日として定められる。
- (4) 標章登録出願の場合においては、当該再出願の受理日から遅くとも 14 日以内に標章局は、標章に関する 1992 年法律第 19 号第 20 条(1)の規定に従い当該標章登録出願を公告する。
- (5) (1)にいう出願／申請が、(2)に定める猶予期間内に再び行われなない場合は、取り下げられたものとみなされる。

第 24 条

1993 年 4 月 1 日から 1994 年 2 月 1 日までの間にその保護の有効期間が満了する予定の登録標章の保護期間の延長にかかる申請は、当該標章の保護期間の満了前に、かつ第 23 条(2)にいう期間内に行われるものとする。

第 25 条

第 23 条(1)及び第 24 条にいう登録標章の保護期間の延長の申請が、標章局によって承認された場合は、法的保護は、10 年間付与され、会社標章・商標に関する 1961 年法律第 21 号に基づく当該標章の保護期間の満了日に遡及して効力を有する。

第 26 条

会社標章・商標に関する 1961 年法律第 21 号に基づき登録された標章であって、1993 年 4 月 1 日以後標章局によってその保護期間の延長が承認されたものは、標章に関する 1992 年法律第 19 号の規定に基づきその取消を請求することができる。

第 II 章 標章登録出願の変更及び取下

第 27 条

- (1) 標章登録出願の変更は、当該標章の所有者の名称及び／又は住所の変更に対してのみ認められる。
- (2) (1)にいう変更は、当該出願が標章に関する 1992 年法律第 19 号第 20 条(1)にいう公告がなされる前に行われなければならない。

第 28 条

- (1) 第 27 条(1)に規定されていることの他に、標章登録出願の変更は、当該標章登録出願を取り下げ、新たな標章登録出願を行うという方法によってのみ認められる。
- (2) (1)にいう標章登録出願の取下及び標章に関する 1992 年法律第 19 号に規定するその他の申請の取下は、当該出願／申請が標章局からの決定を受けていない限り認められる。
- (3) (2)にいう出願／申請の取下であって、代理人により行われるものは、当該取下にかかる委任状に基づき行われる。
- (4) (2)にいう出願／申請が取り下げられた場合は、標章局に既に納付された全手数料は、返還されることはない。

第 III 章 標章登録番号の表示

第 29 条

- (1) 登録標章の所有者は、標章登録 R No. : ……と明記して当該標章の使用ごとにその登録番号を表示しなければならない。
- (2) (1)にいう登録番号は、標章局によって付与された番号であって、標章保護期間が現に有効であり、かつ既に標章一般登録簿に記載され、標章公報に公告されたものである。
- (3) 生産又は取引にかかる商品が包装を使用する場合は、登録番号は、当該包装に表示される。
- (4) 生産又は取引にかかる商品／サービスが包装を使用しない場合は、登録番号は、当該商品又はサービスのカタログ、パンフレット、使用指示書に表示される。

第 IV 章 終則

第 30 条

本政令は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

本政令を一般国民に周知させるために、インドネシア共和国官報に掲載することにより本政令を公布することを命じる。